

放課後等デイサービスをご利用中の
児童がいらっしゃる保護者の皆様へ

福津市福祉事務所長 大庭 武志
(福祉課障がい福祉係)

放課後等デイサービスの「標準支給日数」の見直しと今後の運用について

保護者のみなさまにおかれましては、日頃より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、国が制度として実施する、放課後等デイサービス等の「障害児通所支援」は、お子様が日常生活において必要な技術を身につけたり、集団生活に適応したりするための、「療育(発達支援)」の場として、重要な役割を担っています。

令和 7 年 10 月 31 日に、国(こども家庭庁)より通知(「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の一部改正について)があり、これからの通所支援は、全児童に一律の日数を支給するのではなく、市町村において、子ども一人ひとりの成長や発達を考慮し、療育の必要日数について丁寧に確認を行い、支給決定事務を行うよう、示されています。

これを受け、福津市におきましても、お子様にとってより効果的な療育環境を整えるため、令和 9 年 4 月より、支給日数の決め方(基準)を以下のとおり見直すことといたしました。

記

1. 新しい基準(標準支給日数)について

これまで、支給日数の上限は一律で「月-8 日(31 日ある月は 23 日)」を基本としていましたが、原則としての標準支給日数を、「月 10 日」と設定します。

2. 月 10 日を超えるご利用が必要な場合について

「お子様の特性上、専門的な療育をより高い頻度で受ける必要がある」、「支給日数について段階的なアプローチが必要である」など、療育の観点から標準支給日数を超える利用が必要と認められる場合は、これまで通り月 10 日を超えて決定することが可能です。

⇒ 【 手続きについて 】

担当の相談支援専門員(計画相談)にご相談ください。計画(障害児支援利用計画案)を作成する際に、月 10 日を超える療育が必要な理由について記載いただく書類(「理由書」)を、計画案等と合わせて相談支援専門員より、市へ提出していただきます。

3. 新しい運用のスタート時期

令和 9 年 4 月 1 日以降のサービス利用決定分から(変更及び更新を含む)

⇒ 新規で申請をされる方、または現在お持ちの受給者証の「更新(支給量変更を含む)」を迎える方から、順次この基準が適用されます。

※現在お持ちの受給者証の日数は、有効期限までそのままお使いいただけます。次回以降の更新もしくは変更申請の際に、適用されます。

・・本件に関するお問合せ先・・

福津市健康福祉部福祉課障がい福祉係 担当:松尾・矢室

電話 0940-43-8189 FAX 0940-34-3881

E-mail fukushi@city.fukutsu.lg.jp

